

## 平成19年第3回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																				
◎条例案 (7件) 環境森林部	三重の森林づくり検討委員会条例案	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>一件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="5">議案 12件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>一件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>44件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>三重の森林づくり条例の基本理念を実現するための方策について調査審議するため、知事の附属機関として、三重の森林づくり検討委員会を設置するものである。            (公布の日から施行し、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。)</p> <p>【主な制定項目】            ・所掌事項、組織、委員、委員長、会議、庶務及び委任</p> <p>(参 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関</li> <li>○ 第138条の4第3項              普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</li> </ul>	予 算	一件	}	議案 12件	条 例 案	7件	そ の 他 議 案	5件	報 告	28件	認 定	4件	提 出	一件			計	44件		
予 算	一件	}	議案 12件																			
条 例 案	7件																					
そ の 他 議 案	5件																					
報 告	28件																					
認 定	4件																					
提 出	一件																					
計	44件																					
県土整備部	三重県景観づくり条例案	<p>景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るものである。</p> <p>(公布の日から(一部平成20年4月1日)施行)</p> <p>【主な制定項目】            ・目的、定義、責務、景観計画、策定の手続、三重県景観審議会及び委任</p> <p>(参 考)</p> <p>景観法(平成16年法律第110号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的              我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</li> <li>○ 景観法の特徴             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念等基本法の性格と景観計画の策定に基づく具体的な規制や支援措置が定められていること。</li> <li>・都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としていること。</li> <li>・地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができること。</li> <li>・届出を要する行為に対して、変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与していること。</li> </ul> </li> </ul>																				

区分	件名	概要												
総務部	<p>県吏員職員退職諸給与支給条例の一部を改正する条例案</p> <p>(参考)</p> <p>1 条例の概要 恩給法の準用を受けない職員及び国家公務員等共済組合法の適用を受けない職員について、退職諸給与の受給権者、種類、計算方法、受給要件等について定めるものである。</p> <p>2 恩給法等の一部を改正する法律（平成19年法律第13号、平成19年10月1日施行）</p> <p>(1) 重度障害の成年の子についての転給要件の見直し</p> <p>ア 扶助料は、公務員死亡当時、その人と生計関係にあった遺族に対し、①戸籍上の配偶者、②未成年の子、③父母、④重度障害で生活資料を得るみちがない成年の子、⑤祖父母の順位により支給。</p> <p>イ 重度障害の成年の子の転給は、公務員死亡後に重度障害となったケースが半数。</p> <p>ウ 転給要件を公務員死亡時に既に重度障害の状態にあり生活資料を得るみちのない者に限定。</p> <p>(2) 過誤払いの調整規定の整備</p> <p>ア 恩給の過誤払い金の返還（債権管理）に関する事務の合理化を図るとともに、善意の債務者の負担軽減の観点から、恩給の支払いに係る充当規定及び内払調整規定を設ける。</p> <p>イ 現在は民法の相殺規定に基づき、支払うべき扶助料の一部との相殺処理を行っているが、相殺申出書の提出等の手続が必要であり、事務的に煩瑣であるばかりでなく、受給者にとっても負担となっている。</p> <p>ウ 内払調整規定 → 支給停止すべき分又は減額すべき分の金額が支払われた場合には、支給の取消しを行うことなく、その後に支払われる恩給の内払とみなす。</p> <p>エ 充当規定 → 恩給の受給権が消滅した場合における過誤払い分の金額について、相続人等に支払うべき扶助料の金額を直接当該過誤払いによる返還金債権の金額に充当して、その返還があったものとして処理する。</p>	<p>恩給法の一部改正にかんがみ、規定を整備するものである。 (公布の日（一部平成20年10月1日）から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害の成年の子への転給要件についての規定を整備するものとする。</li> <li>・過誤払いの調整についての規定を整備するものとする。</li> </ul>												
環境森林部	<p>三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p>(参考)</p> <p>1 条例の概要 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、手数料を徴収する事務及び手数料の名称、金額、納付時期、徴収方法を定めたものである。</p> <p>2 温泉法関係の手数料について</p> <p>(1) 許可を受けて掘削、浴用・飲用利用等を行う者の相続・合併に際し、再度の許可を不要とし、より簡略な承認手続で地位を承継できるとされたことに係る手数料の徴収</p> <p>(2) 法改正に伴う引用条項の改正</p> <p>(3) 温泉法の一部を改正する法律（平成19年4月25日法律第31号） 平成19年10月20日施行</p>	<p>温泉法の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料を次のとおり設けるものとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="735 1308 1461 1664"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の名称</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</td> <td>土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</td> <td>ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</td> <td>温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額												
土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円												
ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円												
温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円												

区分	件名	概要
<p>県土整備部</p>	<p>三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>(参考)</p> <p>○ 条例の概要 道路法（昭和27年法律第180号）第39条及び第73条第2項の規定に基づき、県が徴収する占用料及び延滞金に関する事項について定めたものである。</p>	<p>郵政民営化法等の施行にかんがみ、占用料についての規定を改正するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政公社の事業に係る占用物件を、占用料を免除する規定から除くものとする。</li> </ul>
<p>警察本部</p>	<p>三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p>(参考)</p> <p>○ 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号） 第49条第1項でパーキングメーター、第2項でパーキングチケットの設置及び管理について規定していたものを、第2項を削除し、1項に追加修正（時間制限駐車区間） 第49条 公安委員会は、時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するため、パーキング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに限る。）又はパーキング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するものを設置し、及び管理することができる。</p>	<p>道路交通法の一部改正に伴い、手数料についての規定を整備する。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パーキング・メーター作動等手数料についての規定を整備するものとする。</li> </ul>
<p>環境森林部</p>	<p>三重県公害審査会条例の一部を改正する条例案</p> <p>(参考)</p> <p>1 公害紛争処理法(昭和45年政令第253号)施行令の一部改正の趣旨 公害紛争処理法上の調停の手續において、当事者間では最終的な合意が成立しない場合でも、公害紛争処理機関による判断が下れば、当事者がそれに従い、紛争解決に至ると見られる事件があることにかんがみ、そのような事件について、積極的に仲裁の利用を勧奨するとともに、調停から引き続いて仲裁の申請があった場合は、後行の仲裁手数料額から先行の調停の際に納付された手数料額を控除することにより、調停から仲裁への移行をより円滑にする。</p> <p>2 改正の具体的内容 公害紛争処理法第36条1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につき、その旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請について、別表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。</p> <p>3 その他 公害紛争処理法施行令の一部を改正する施行令 平成19年6月22日公布 同日施行</p>	<p>公害紛争処理法施行令の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲裁の申請人が納める手数料の額から同一の事件につき調停の申請について納めた手数料の額を控除するものとする。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (5件) 県土整備部	工事協定締結について	紀勢本線六軒・松阪間34km127m付近で交差する都市計画道路3・5・11号松阪公園大口線大口こ道橋(仮称)新設工事 ○場所 松阪市 本町～鎌田町 地内 ○契約金額 1,478,793,000円
	工事協定締結について	山田線松ヶ崎第13号踏切道と交差する都市計画道路3・5・11号松阪公園大口線大口こ道橋(仮称)新設工事 ○場所 松阪市 本町～鎌田町 地内 ○契約金額 1,700,000,000円
健康福祉部	財産の取得について	抗インフルエンザウイルス薬の購入 (タミフルカプセル75 100カプセル(PTP)備蓄用 100カプセル包装品 7600ケース) 契約金額 179,550,000円

区 分	件 名	概 要
企業庁	専決処分の承認について (企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、部分休業職員の給与の減額についての規定を整備した。 (平成19年8月1日から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子(現行3歳に満たない子)とし、その時間を1日につき2時間を超えない範囲内の時間に限ることとした。</li> </ul>
病院事業庁	専決処分の承認について (病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、部分休業職員の給与の減額についての規定を整備した。 (平成19年8月1日から施行)</p> <p>【主な改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子(現行3歳に満たない子)とし、その時間を1日につき2時間を超えない範囲内の時間に限ることとした。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (28件) 県土整備部	専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
健康福祉部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成19年1月5日四日市市山田町地内の市道交差点において発生した健康福祉部(長寿社会室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 99,750円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成18年10月30日伊勢市御薮町長屋地内の国道23号において発生した伊勢建設事務所(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,205,738 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成19年5月9日松阪市殿町地内の松阪市役所駐車場において発生した松阪建設事務所(企画保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 148,650 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成19年6月8日伊勢市岡本1丁目地内の市道において発生した伊勢建設事務所(用地調整室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 77,700 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年6月14日三重郡菰野町大字菰野地内の国道477号 において発生した四日市建設事務所(企画保全室)に係る自動車 による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 152,951円
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成18年11月4日北牟婁郡紀北町海山区地内の国道42号 において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 950,000円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年3月15日伊勢市御薊町新開地内の市道において発 生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 69,132円



区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年4月6日四日市市楠町北五味塚地内の県道四日市楠 鈴鹿線において発生した機動捜査隊に係る自動車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 196,350 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年4月8日鈴鹿市庄野羽山三丁目地内の県道鈴鹿環状 線において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故 に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 49,539 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年4月25日四日市市中村町地内の市道において発生 した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 770,000 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年5月15日鈴鹿市三日市町地内の県道鈴鹿環状線 において発生した警備第一課に係る自動車による公務上の事故に関 して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 62,760 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年5月24日津市栄町一丁目地内の駐車場において発 生した高速道道路交通警察隊に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 528,444 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年6月1日津市久居万町地内の県道松阪久居線におい て発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して 損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 48,944 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年6月1日松阪市大黒田町地内の国道42号において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 22,590円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年6月4日三重郡川越町大字南福崎地内の国道1号において発生した交通指導課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 190,145円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年7月4日四日市市日永三丁目地内の市道において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 362,250円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年7月12日鈴鹿市算所一丁目地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 180,758 円
教育委員会	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成18年12月11日伊勢市小俣町地内の県道伊勢小俣松阪線において発生した県立明野高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 243,768 円 782,320 円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成18年7月16日名張市下三谷地内の県道奈良名張線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 50,685 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成18年8月14日四日市市江村町地内の国道477号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 45,045 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年5月10日津市白山町地内の国道165号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 112,843 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成19年6月23日伊賀市阿保地内の県道松阪青山線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 210,420 円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成19年7月14日亀山市阿野田町地内の県道鈴鹿関線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 19,028 円</p>
<p>病院事業庁</p>	<p>議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>契約の名称 県立志摩病院外来診療棟建築工事      契約金額(変更前) 1,501,500,000 円      契約金額(変更後) 1,508,941,350 円      変更契約額 7,441,350 円</p> <p>契約の名称 県立志摩病院外来診療棟機械設備工事      契約金額(変更前) 531,300,000 円      契約金額(変更後) 531,535,200 円      変更契約額 235,200 円</p>

区 分	件 名	概 要
◎認定 (4件) 企業庁	平成18年度三重県水道事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
	平成18年度三重県工業用 水道事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
	平成18年度三重県電気事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	平成 18 年度三重県病院事業決算	地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づくもの。